

○宮崎大学医学部運営会議規程

〔平成16年4月1日
制 定〕

改正 平成17年4月1日 平成19年3月22日
平成27年9月2日 令和3年5月12日

(設置)

第1条 宮崎大学医学部(以下「本学部」という。)に、円滑な学部運営に資するため、宮崎大学医学部運営会議(以下「運営会議」という。)を置く。

(任務)

第2条 運営会議は、医学部長の要請に応じて本学部の運営に関する重要事項について、企画立案及び連絡調整を行う。

(組織)

第3条 運営会議は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 医学部長
 - (2) 医学部附属病院長
 - (3) 医学部選出の教育研究評議会評議員
 - (4) 医学部副学部長
 - (5) 医学科長
 - (6) 看護学科長
 - (7) 附属図書館医学分館長
 - (8) フロンティア科学総合研究センター長
 - (9) 医学部事務部長
 - (10) 医学部長が指名した職員若干人
- 2 前項第10号に掲げる委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、医学部長の任期の終期を超えることはできない。
- 3 欠員により補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長)

第4条 医学部長は、運営会議を招集し、その議長となる。

(構成員以外の者の出席)

第5条 議長は必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

(幹事及び事務)

第6条 運営会議に幹事を置き、医学部総務課長をもって充てる。
2 運営会議の事務は、医学部総務課において処理する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、運営会議の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

附 則

この規程は、平成19年3月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年5月12日から施行し、令和3年4月26日から適用する。